

大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月12日条例第13号）

2 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い、区の条例も同様の改正を行う。

3 主な改正点

（1）高齢者虐待防止の推進（第3条第5項、第20条第6号、第29条の2）（3年間の経過措置あり）

- ア 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備、従業者に対する研修の実施。
- イ 虐待防止のための措置に関する事項を運営規程で定める。
- ウ 虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修担当者の配置。

（2）介護保険等関連情報の活用（第3条第6項）

介護保険等関連情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

（3）質の高いケアマネジメントの推進（第6条第2項）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、事業者には、以下について利用者に説明することを求める。

- ア 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- イ 作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合

（4）会議や多職種連携におけるICTの活用（第15条第9号）

運営基準において実施が求められる各種会議等について感染防止や多職種連携の促進のため、次の見直しを行う。

- ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- イ 利用者等が参加するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

- (5) 生活援助の訪問回数の多い利用者への対応（第15条第21号）
区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護がサービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する。
- (6) ハラスメント対策の強化（第21条第4項）
ハラスメント対策の方針の明確化等、必要な措置を講じる。
- (7) 業務継続に向けた取組の強化（第21条の2）（3年間の経過措置あり）
感染症や災害が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。
ア 業務継続計画等の策定
イ 介護支援専門員に研修及び訓練の実施
- (8) 感染症対策の強化（第23条の2）（3年間の経過措置あり）
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、次の措置を規定する。
ア 対策検討委員会を定期的を開催し、結果を介護支援専門員に周知する。
イ 指針の整備
ウ 介護支援専門員に研修及び訓練の実施
- (9) 運営規程の掲示に係る見直し（第24条第2項）
運営規程の重要事項等について、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くことで、事業所での掲示に代えることを可能とする。
- (10) 記録の保存に係る見直し（第33条第1項）
介護サービス事業所における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認める。
- (11) 利用者への説明・同意に係る見直し（第33条第2項）
利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、利用者等への説明・同意等のうち書面で行うものについて、電磁的記録による対応を可能とする。

4 施行日 令和3年4月1日
3(5)については 令和3年10月1日

5 新旧対照表 別紙のとおり